

消費税10%への引上げ延期

平成26年11月18日の記者会見で、安倍 晋三首相が平成27年10月1日に予定されていた消費税10%への引上げの延期を表明しました。

平成24年8月22日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(以下、「改正消費税法」)」において、平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%と2段階での消費税引き上げが規定されていたものの、改正消費税法に含まれる景気弾力条項による10%への引上げ施行の停止措置が適用される可能性がありました。

具体的には、消費税の引上げは経済状況を好転させることを条件として実施するため、消費税の引上げ施行前に、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、引上げ施行の停止を含めた所要の措置を講ずることが改正消費税法に明記されています。

増税の延期時期

消費税10%への引上げは、1年半後の平成29年4月1日に延期されることが、今回の会見で表明されました。また、当該延期については景気弾力条項は付さず、再延期は行わない旨を表明しています。増税時期を延期するには来年の通常国会で法改正する必要があり、今後検討が進められます。

軽減税率導入の検討

食料品等に課される税率を低く抑える軽減税率について、システム対応等の期間を考慮し、増税の延期時期と同時に導入する案が浮上しており、今後検討が進められます。

クロスボーダー取引に係る改正内容の見通し時期

海外事業者から提供されるデジタルコンテンツ等の役務の提供について、平成27年度税制改正に盛り込まれることが見込まれていました。税制改正に関する具体的な方向性は、例年12月に発表される与党税制改正大綱で明らかになりますが、平成27年度の大綱は公表が年明けにずれ込む可能性が高く、今後の動向に注意が必要と思われます。



メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い世界の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い世界の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE CC20141121

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp